

熊本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について

熊本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条  
例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例

熊本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条  
例（平成24年条例第88号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項ただし書中「）及び」を「以下この項において同じ。）に」に改め、「場  
合の」の次に「介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の」を加え、同条  
第6項中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え、同項中第3号  
を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員

第3条第7項及び第4条第1項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若  
しくは」に改める。

第15条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加  
える。

7 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じ  
なければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催  
するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るこ

と。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

第45条第1項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改め  
る。

第47条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1  
項を加える。

9 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる  
措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催  
するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るこ  
と。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

附則第6条中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「次の各号  
に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする」を「新築、増築  
又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、入所者1人当たりの床面積は、6.4  
平方メートル以上であること」に改め、同条各号を削る。

附則第7条から第11条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3  
月31日」に改める。

附則第12条中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「第5条  
第5号ア」を「第5条第1項第5号ア」に改める。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提出理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正す

る省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行による介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）の一部改正に伴い、介護老人保健施設に係る基準を見直す等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。